

◎新潟県告示第644号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、南魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年5月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月20日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	大和市民センター公用車庫	南魚沼市全域
6月21日（火）	午前9時から正午まで		
6月22日（水）	午後1時から4時まで		
6月23日（木）			
6月24日（金）	午前9時から正午まで	塩沢保健センター	
6月27日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで		
6月28日（火）	午前9時から正午まで		
6月29日（水）	午後1時から4時まで		
6月30日（木）	午前9時から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
7月1日から令和5年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで		

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会